

議 会 改 革 特 別 委 員 会

日 時	令和 4年 3月 22日 (火) 閉会中	9時40分 開会 11時33分 閉会
場 所	相良庁舎 4階 大会議室	
出席議員	(委員長) (副委員長) 14番 大石和央	
	1番 石山和生	2番 谷口恵世 3番 絹村智昭
	4番 名波和昌	5番 加藤 彰 6番 木村正利
	7番 松下定弘	8番 種茂和男 9番 濱崎一輝
	10番 原口康之	12番 太田佳晴 13番 中野康子
	16番 植田博巳	
欠席議員	11番 大井俊彦 15番 村田博英	
傍 聴		
事務局	局長 原口 亨 次長 本杉裕之 書記 大塚康裕 書記 森田さおり 書記 本杉周平	
説明員		

署名 _____ 議会改革特別委員長

開会の宣告

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

それでは、皆さんお集まりですので、議会改革特別委員会を始めたいと思います。

2 協議事項 (2) 牧之原市議会基本条例について

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

今日は委員長が欠席されていますので、協議事項ということで（1）から（3）までということになっておりますけれども、前回というか、これまでやってきました（2）のところの牧之原市の議会基本条例についてということのみを本日の協議事項ということでお願いをしたいと思います。

資料2を見ていただきたいと思います。

それでは、議会基本条例の検証についてということで始めさせていただきますけれども、これは条例の第19条に基づいたもので、改選後、速やかに見直しをするということに基づいてやるものであります。そんな関係で、そんなに時間をかけてということではなくて、きちっとその辺、検証した上で次のテーマに取りかかるということをやってきました。

そして、これまでに皆さんから議会基本条例についての意見等をそれぞれ出していただきました。その回答をまとめまして、本日、報告と、それから協議という形で進めさせていただきます。

まず、1ということで、まとめをいたしました。そのところによると、議会運営及び議会基本事項等については、おおむね条例に沿っているとの評価でありました。ですので、現時点で条例改正は不要との意見ということであります。

その上で2番として個別意見というものもありましたので、これは、それぞれ少し見ていかなければならないということで、以下、列記しているところであります。非常に重要なところもありますので、少しこれに沿ってやっていきたいと思います。

まず第2条ということで、第4項の申合せ事項の不断の見直しということの中で、意見がありました。誰に進言されるのかということでもあります。

これにつきましては、前期で見直しを済ませております。そして、この申合せ事項は、各条例、規則、要項等々、例規の見直しがあった場合、併せてこの申合せ事項も変えてきておりますので、不断の見直しという形でやっています。

そして、第3条のところでもありますけれども、第1項で議員間の自由な論議を重んじるという中で、基本原則の勉強が必要という意見がありました。

また、第2項のところ、自己の能力を高める、不断の研さんということで、この中での方策、検討が必要ということがありまして、これは議員の活動原則という中で、議員とは何かというこ

ともつながってきますので、そうしたことを考えながら議員の活動をしていくということが必要なんですけれども、同時に、議員の研修等、スキルアップをしながらやっていくということが必要になるかというふうに考えます。

非常に原則的なことがここに記載されておりますので、それぞれの皆さんがどのように、議員として行動を取るのかということが、それぞれが一つは考えなければならないということにもつながってきますので、その点での活動の大まかな原則というものをここで定めているという形になっております。

そして、第5条の第3項でありますけれども、市民との意見交換の場を多様に設けるということの中で、各種団体等に出向き意見を聞く取組が必要なのではないかというような意見がありました。

そしてまた、第4項のところ、参考人、公聴会制度の活用という中で、これは実施された規定はありません。一度もこの制度を活用してやってきてはいないので、こうしたことを考えますと、特別委員会でこのようなところを考えていかなければならないということで、非常に次のようなか、これからやらなければならないテーマ設定の中で、この辺りのところを重視していかなければならないのではないかというようなことだというふうに考えます。

そして、第6条のところ、議会報告会の開催なんですけれども、年1回でよいのかというような意見がありました。

そしてまた、第6条を第5条に組み入れる必要はないかというような意見もあったわけなんですけれども、非常にこの第5条と第6条は、第3章として市民と議員の関係ということで、非常に地方議会が住民の代表で構成される意思決定機関ということもありまして、いかに市民の皆さんと協働して、この議会運営をしていくのかということが非常に重要になってくる部分だというふうに考えます。

そうした中で、特別委員会での検討として、市民との意見交換の場を多様に設けるということから、議会への市民参加を検討していくということが最も重要であろうということと、それから、第6条で議会報告会というものがあるわけなんですけれども、この中で、特に議会報告会が重要だという意味で、議会報告会開催要項というものを新たに設置して、市民の皆さんにきちんと議会の報告を義務づけるという形でやってきているということで、この議会への市民参加と議会報告会というのは非常に重要なものであるということから、今回のテーマ設定をするというような理由になっているところでもあるわけでありまして。

そして、第6条を第5条に組み入れるというご意見の中で、やはり第3章として市民と議員の関係という中で、第5条は市民参加という場を設けていくということと、それから、あと第6条の中の議会報告会、つまり議会が市民に対して説明をしていくということで、皆さん来てくださいというような形なんですけれども、同時に議会から市民の皆さんのところに出向いていくという、こうした取組も当然必要になるのではないかとということで、第5条と第6条の関係の中で、やはり、きちんとこの辺、取組を分けながら議会が活動をしていくということでありますので、

第6条と第5条というものは、このままで進めていくほうがいいのかというふうに考えるものであります。条文立てとしてそういうふうになっているということで、ご理解を願いたいというふうに思います。

それから、第7条第1項の一问一答方式ということで、質疑については一括じゃないかというようなご意見がありました。

確かに、原則として質疑も一问一答というのが好ましいというふうに考えますけれども、これまで議会でやってきた、やはりスムーズな議事進行という中で、質疑まで一问一答にすると、なかなか時間が取られてしまうという関係性で、質疑は一括というような形で進めてきました。これは今後の課題ということにもなるわけであります。

そして、第10条、議員間討議ということでもあります。改善の余地があるのではないかとということでもありますけれども、確かに十分な議員間の話し合いといいますか、それを重んじていくということであるならば、確かにこのところも充実していかなければならないということで、議員間討議は、今、常任委員会、委員会の中での採決の前に議員間討議という形で取り入れていますけれども、これをやはり、どのようにさらに拡大というか充実していくかということもありますので、これも一つ課題ではないかというふうに思います。

第11条の委員会審査の原則の公開というものであります。市民への開催、告知方法はどうなっているのかという意見であります。

現在も議会広報とか、ホームページ等で周知をしておりますけれども、委員会も原則公開ですよというふうになっていますので、この辺の周知の方法については広報特別委員会のほうでも検討を願えたらというふうに思います。

第14条の議員研修及び交流連携ということでもあります。これはコロナ禍で、この間、なかなか実施ができないということでもありました。

それまでは議員研修も予算も取りながら、そして他市町の議会との交流も活発にやってきたんですけれども、コロナ禍での在り方というものも少し考えなければいけないのではないかとというふうにも思いますが、いずれにしても議員研修と交流連携というものは必要でありますので、これも今後の課題として残るのではないかとというふうに思います。

それから、第15条ですけれども、議会の図書室ということで、議員以外にも利用可能となっているが市民に周知されていないというようなご意見でもありました。

確かに、建前上そうなっておりますけれども、皆さん見てご存じのとおり、仮に周知したところで、市民の皆さんが気軽に、この図書室を訪れるかどうかというのは非常に疑問がありますし、これは本当にそうなればというか、図書室がもっと充実すればというふうに思いますけれども、そうならない限りはなかなか難しいので、これも今後の課題ではないかというふうに思います。

第16条です。第2項の中で、多様な広報手段の活用ということについて、議会広報の情報通信についてというご意見がありました。

少し具体的な内容がよく分からないのですけれども、これについては、現状、議会だよりやホームページとかネット配信ということで、いろいろ広報の手段を駆使してやってきているということでもありますけれども、さらに、どのようにそれを拡大、充実するかということは今後の課題でありますし、これも広報特別委員会のほうでも検討していただきたいというふうにも考えます。

次に第17条ですけれども、議会事務局の体制整備ということです。これについて、事務局職員人事権等は市長にあるのではないかなというご意見であります。

確かにそのとおりでありますけれども、これは地方議会制度上の課題があります。議論の中には、議会が事務局職員を雇用するというような、そういう制度というものも必要ではないかというご意見がなされていますが、これはやはり今後、全国的な課題だというふうに思いますので、今後どのように法律改正も含めて変わっていくのか、それは見届けていかなければならないというふうに考えます。

次に第18条の第2項の条例の研修ということで、詳細な研修を受けてはいませんというようなことでした。

確かに新議員の皆さんには、本当に基礎的なところをお伝えをして、特徴的なことでの研修をしてきたわけなんですけれども、それ以外、やはりこれは基本的に自学、あとは自分で勉強していくしかないのではないかと。つまり、議員活動をしながら、常に議会基本条例に基づく中で議員活動を行いながら、さらに、また逆に議会基本条例というものについても考えていただきたいと思いますというふうな思いがします。

そして、その他ということで、第7章への意見ということで、議員報酬について、示されていないことなんです。

確かにそのとおりでありまして、しかしながら、これについての条項はありませんけれども議論ができないということではありません。

そもそも、この議会基本条例を策定する中で、当時の状況というのがありまして、議員報酬を上げるというような議論というものがなかったということで、定数削減ということに関しては、ずっと削減をしてきたという経緯があるんですけれども、報酬について云々かんぬんという議会から要請するというのは、なかなか難しい状況があって、あえて議会基本条例の中にこの項目を入れなかったという経緯であります。

しかしながら、先ほども言いましたけれども、議論ができないということではありませんので、ご承知おきをしていただきたいと思います。

次に、オンラインでの委員会開催についてということでもあります。

これもまさに今、全国市議会議長会でも課題となっているところであります。今後、市議会での検討課題ということにもなろうかというふうに思います。

以上、簡単に皆様のご意見、まだいろいろあったのですけれども、議会基本条例の検証に関わるところのことでもなかったというものについては、割愛をしております。

そうした中で、今、見ていただいたようなことというふうにまとめてみたところでありませけれども、これについて、さらに皆さんからご意見がありましたら、お願いをしたいというふうに思います。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

今回それぞれ全員から意見を求めて、それで、委員長、副委員長を中心にこういうまとめをして、今、報告してもらったんですけれども、結局、皆さんからご意見を集めて、せっかく出た意見も、その判断で結論づけて、その結果として条例改正は不要との意見であるというまとめがしてあるんです。

でも、本来であれば、出された意見で検討すべきものは、こういう意見についてどうですかということで、その中で正副委員長の意見を言って、それで皆さんが承知すればということがまとめじゃないかなと思うんです。

少し説明があった第7章の議員報酬について示されていないということについても、これは確かに議員定数については示されているんですけれども、ある意味、一体化している議員報酬については定めてないです。ほかの議会によっては、議員報酬もしっかり議員の身分として条例の中で定めるところもあります。

ほかにも少し私は、ほかの全国の例を挙げて検討余地がないかということを出してあるんですけれども、全く、それがまさに皆さんの意見を聞くということじゃないんですか。と思いますけれどもどうでしょう。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

まとめたのは、皆さんのご意見を聞いた上で、条例改正をする必要がないというのが意見でした。

ただ、それぞれ、さっきも言ったように個々の意見がありましたので、これはこれとして今後の課題あるいは今後の取組という形でやっていかなければならないということで、今、報告をさせていただいたわけでありませ。

報酬についても、これから当然、議長のほうから報酬の見直しをしたいというふうに言ってきておりますので、これは、やってくということになるかというふうに思っております。

それと、これはあくまでも議会基本条例をどうするのか、検証の中でどうするかという議論なので、ここの中に議員報酬についても議会基本条例に盛り込まなければならないということでもない、その辺、もし盛り込むということであれば、ここで議論しなければならないんだけど、そこら辺のところを仕分というか、分けてもらう必要があるかというふうに思います。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

だから、今まさに副委員長が言われた盛り込まなければならないものでもないという、それは判断しちゃっているわけですよ。

だから、それをまずは皆さんに諮って、議員報酬の検討をするかしないかという問題じゃなくて、今回は議会基本条例をどのようにするかということで意見をもらったのならば、まずは出た意見について、検討すべきものは、皆さんにこういった意見がありますけれどもどうしますかというところで議員間討議を重ねて、それで結論づけていく必要があるんじゃないですか。

それで、条例改正は不要と、これは決定づけているわけですよ。そうすると、これで意見ってほとんど出せないような状態だと思うんです。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

それは、必要ということであるなら。だから言いましたよね、これからどういうふうに取り組んでいくのかという中で、意見としては今の条例でいいですよというような意見だったんです。

その上で個別意見が出てきている中で、だから、先ほど言いましたように、課題があります。その中で、どこをどういうふうにするのか。報酬のこともいいですよ、どこのもいいんですけども、取組というもののうちで条例改正しなければならなければ条例改正をしていくということだというふうに思っていますし、そもそも、この報酬に関しては、前期の議会においても条例改正をしないまま議論を積み重ねてきたはずなんです。ですから、特に条例を改正しなければ議論ができないということではないというふうに承知をしているところであります。

ですので、改めてお聞きいたします。

議会基本条例のどこの部分を改正するのか、ご意見がありましたらお願いをいたします。

検討しますので、ぜひ上げていただきたいと思っておりますけれども。

ただいま太田委員のほうから、条例改正は不要というふうなことを言われると何も変えることができないということでは言われたんですけども、決してそういうことではないので、この場を出していただければ、このまとめのところは、そういう意見が大勢であったということでありまして、まとめさせていただいたんですけども、逆にこれ裏返せば、改正しなければならぬ部分というものを上げてくれれば、それについて検討するということでもありますので、ぜひよろしくお願いいたします。

木村委員。

○6番（木村正利君）

私は新人議員なので、今まで諸先輩方がやってきた基本条例というものについての意見については、私の個人的な意見では、どういうふうに変更するかというところまで至っていませんよというのが私自身の回答だったんですが、実際、私の意見的なことを言わせていただきますと、第8条のところ、議会はまちづくり基本方針並びに市民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される施策及び事業について、市長等に対し、その政策形成過程等を明らかにするため、次に掲げる事項について、説明を求めることができるという条文がございますが、その中で、私もいろんな議会を見ている中で、やはり市に対して、（1）から（8）までこうやってうたっている、これは大変すばらしいことかなと思っていて、ここについてのところをもうちょっとこういうことがあるので、これに基づいた、ある程度金額を私は書いたんですが、小さいことまでは要らないん

ですが、ある程度、金額制定した中で、これに基づいた説明の仕方を、市政に対して、説明していただければ、私自身は答える側として、質問する側としてしやすいのかなと。

特に私が感じたのは、将来にわたるコスト計算というのがございますが、そこら辺についても、きちんとこういうものがあるものがあるものですから、なぜそれについてのあれができなかったかなというのが、ちょっとこの条文は私の意見的なものを入れさせていただいたんですね。だから、そういった意見についてのところが、全体の流れの中で言いますと、改正が必要ないよということになっちゃうと、ちょっと私自身も、これから新人議員としていろいろな勉強をしていく中で、この第8条のところは大変重要なことかなと思って意見は出させていただいたんですが、そこら辺のことが反映されていないということが、私からもあえて重ねて、そこら辺もちょっと言わせていただきたいなと思って、今、発言させていただきました。

以上です。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

当局への資料提供ということになるとするんですけども、その8項目の中で、議会は請求することもできますし、それに対して当局は答えなければならないということが条文になっております。

ですので、今、木村委員がおっしゃる中で、ほとんど審議に必要な資料というものが提出はされてきているというふうに思います。特に予算関係の中でね、予算決算の中で。

そして、さらに必要な、先ほど言われたコスト計算というようなことも含めて、コスト計算というのは、なかなか出しにくい、将来を見据えて長期的なコスト計算というのは、なかなか難しいというふうに当局も考えているとは思いますが、どこまで詳しい資料が提供されるかは分かりませんが、いずれにしても議会からそのような要望があればしていくということが求められるというふうに思いますので、その点は、それぞれの議員のほうから、議会、全協の場とかで、この場は違いますけれども、全協の場とか、その他、議員が議論できる場で要望していくということで意見が一致すれば、議長のほうから資料を請求をするという形が取れますので、それは、その都度、資料に関して必要性があるならば求めていただきたいというふうに考えます。

木村委員。

○6番（木村正利君）

私が言いたかったのは、前回、大石委員からの議会での、いろんな答弁をされているときに、過去のところを戻ったりしていたので、あえて私が言うのは、答弁の仕方、例えば、1項目、政策の発生源についてはこうだよ、例えば、至る経緯というのを題目にして、そういったことの資料提供をしていただければ、いろんなことがもうちょっと理路整然として討議できるのかなというのは感じたものですから、ここら辺がまとめていただいた諸先輩方がつくってきた条例がございまして、私が言いたかったのは、それに基づいたことで、説明を当局から上げていただくには、例えば（1）の政策の発生源については、こうだよとかというのを、こういう説明の仕方って、具体的な手法のところで行っていただければ、あと、いろんなことが戻ったり進んだりとい

うことが、しなくて済むんじゃないかなと。

特に、先輩方のいろんなことを聞いていて感じたものですから、あえて私が言っているのは、これについてはどうだよということをやっていただくようなことが、せつかく、いいものがあるものですから、そういうようなことで、議会として施策についての説明は、1についてはこうだよ、2についてはこうだよということをしていただければ、僕らもいろんなことを、これから答える側としても、いろんな質問をする側にしても、それだと、みんな同じ土俵の中で質問できるかなと感じたものですから、あえて、ここのところを私の希望として議会改革の中で、そういうような形で一步ブラッシュアップしていただいて、そういう形で。

先ほども言わせていただいたとおり、金額がいいかどうかは別にして、ある程度の議論的なものを、せつかくなっているものをしていただいたらどうでしょうかというのが私の意見です。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

ここは議会改革特別委員会でありますし、そして、今やっているのは条例の検証という中で、木村委員は、この8項目に関しての条文の問題点ではなくて、資料、文書提供をどのように当局が分かりやすい資料、こういう項目でこうだという、先ほど言われたような資料が出されるのかということを知っているのかどうかですけれども。

木村委員。

○6番（木村正利君）

元へ戻っちゃいますが、意見交換の中で条例改正は不要ということじゃなくして、やはりそこから辺は場合によったら提出してもらおうということで、改正にもつながってくるんじゃないかなと、私自身はちょっと感じていたので、不要というのは、今までつくっていただいた全体的なことを、それが改正に当たると言えば改正に当たるんじゃないかなと、私は感じるんですが、いかがでしょうか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

少し、木村委員、この条例についての理解というものが、少し違うのかなというふうに思っているんですが、基本的なことをこの条例ではうたっています。

そして、先ほど言われた8項目についても、基本的なことについて議会に示しなさいという、こういうことをこの条項でうたっているわけなんですけれども、それと、実際どうなのかということについての、それが実施されているのかどうかということについては、また別の問題でありますので、そこは分けて、一つ考えていかないと、条例の検証というものが前に進んでいかないとということにもなりますので。

だから、まさに、この条例の見直しというのが、一つには、現状、この条例に沿った議会運営あるいは議会活動というものがなされているのかどうかということをチェックするということ。

それと同時に、それを踏まえて今後の課題をあぶり出して、そして、さらに課題をどういうふうにしたら解決できるのかという、この取組というふうにして前へ進めていくということが求められているというふうにかえます。

そうした中で、条例改正をする部分があったならば、改正をしていかなければならないということでもありますので、そういう順序で、今ここの場でやっているということでもあります。

石山委員。

○1番（石山和生君）

テーマ選定とは、今は話は別ということでもいいですよ。

今は、単純に議会基本条例に関する検証についての意見を言う場面であって、テーマ設定とかの話とはまた別枠で考えていいですよ。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

そのとおりです。

中野委員。

○13番（中野康子君）

今、副委員長が現時点での条例改正は不要というふうなご意見でありましたけれども、中身について、課題と書かれているようなところは、今後検討していくということによろしいですか。条例改正となると、これは議運の仕事ですのでね、その辺で。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

いやいや、条例改正は、ここの場で検討していくことになります。

○13番（中野康子君）

議運のほうもですよ、最終的には。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

ここでまとめられたものを議運で、さらにどうですかという検討はしますけれども、基本はここです。

○13番（中野康子君）

条例改正は不要というふうに言い切ったみたいですがけれども、皆さんから出ている何か。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

ごめんなさい、すみません。そこところで誤解があるようでしたら訂正をします。

皆さんの中で出された中では、この議会基本条例の今の条例について、今のこの状況の中で変える必要が見当たらないということであったわけなんです。だから不要って書いたんですけども。

しかしながら、課題はあるでしょうと。やっぱり私たち議会をやってきてね。だからそういった中で、どこを見直しするのか、その課題を見直した上で、どういうふうに取り組むのか、取り組むに当たっては議会基本条例を変えなければならない部分もあるでしょうということの中で、改正が必要だったならば諮っていくという、こういう順序になるのではないかとこのように思っています。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

先ほども少し意見させてもらいましたけれど、全体で意見を求めて、皆さんそれぞれ出した。

それで、その中で、これについては検討すべきだということで考えたものはあったんですか。あった。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

はい。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

それを皆さんに諮りながら進めればいいんじゃないですか。

また改めてここで、どれだって。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

はい。だから、次に、これを踏まえて、皆さん、ほかに意見がなかったならば、次の課題取組という形でやっていくということに。

ちょっと委員長がいないので、そこまでは踏み込みませんが。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

それでは、ここに書かれていることと、前回、皆さんがそれぞれ出したこと以外に意見があったら出して下さいということ。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

そうではなくて、ここで今、私が報告したことに対して、さらにこの点ということがありましたらということであります。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

だから、それはある意味、結論づけて、今、副委員長のほうから説明があったものですから、それぞれ皆さん、そういうことかということに理解しているかどうかは別にして、そういう方向ならしやうがないなということなんです。それで結論づけて条例改正は不要との意見であるというふうに意見がまとまっているものですから、前へ進むような意見は出ないんじゃないですかね。やっぱり投げかけてもらわないと、特に新人の皆さんって、やはりいろんな素朴な疑問がある中でこういったものを見ていると思うので。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

どういうふうにまとめるかということになろうかと思えます。

ここは、あくまでも条例の見直し、検証という形でありますので、つまり、現状、おおむね条例にのっとってやっていますよということであれば、そういうことで、皆さん確認をしていただきたいと思うんです。

同時に、それぞれ少し意見が出てきておりますので、それは今後の課題ということと、それから、今後のその課題をどういうふうクリアしていくかという取組、これを議論していくということに、次の段階になってきますので、そうした意味で、この赤字で書いてあるのは、今後の課

題と取組という形で出させていただいたので、この点で、一つは了解していただければ、おおむね、この条例の検証というものが済んだのではないかというふうに思っています。

それを踏まえて、委員長のほうで、次に課題と取組という形を具体的に議論していきたいということでテーマ設定をしているということになりますので、そういうような方向でというふうに思っておりますけれども、ご理解はできないのでしょうかということです。

濱崎委員。

○9番（濱崎一輝君）

そもそも論で、ちょっとお話をさせていただきますと、この基本条例なんですけれども、当然、新人議員の方はこれを見ても中身がよく分からないと思います。私も自分自身もそうでしたけれども。

これまで、前期の分で見直しをしてきて、若干改正されてきておりますけれども、まずは、すぐに見直しをするというのが決まっているのでやらなきゃいけないというのは分かるんですけども、1年とか2年、これで実行してみて、この使い勝手が悪かったら、その段階で修正とかをする、話をしていくというのが、私はいいのかなと思うんですね。じゃないと、どこがいいかとか悪いかという判断ができないと思うんですよ。

ですから、その仕組み自体をまず変えていかないと、何かすごく、私も自分が1期のときもそうなんですけれども、いまいよく分からないなと思いながらやってきていて、やっぱり実行していく中で不具合は当然、こういうところは使いにくいというのが分かってくると思うものですから、そんな感じにされたらどうかなというふうに思います。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

その点について、濱崎委員のほうからも、かつてご意見がありました。本来というか、そうした見直し、検証というものは、自分自身が関わってやってきたことを踏まえた上で検証するということが最も検証に値するのかなというふうにも思います。

しかしながら、なぜ、この時点でやるのかというのは、申し訳ないんですけども、再三言うんですけども、条例の規定になっております。改選後、速やかに見直しということになっていきますので、それに従ってやっているんです。ただ、本当に分からない部分がありますけれども、それは次の段階で見直し機会がありますので、そのところで十分、見直すべきものは見直していくということになろうかと思えます。

濱崎委員。

○9番（濱崎一輝君）

今の話で言うと、基本条例の修正部分というのが、改選後すぐに見直ししなきゃいけないというところ辺を見直したほうがいいのかなというふうに思うんですけども。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

その点を見直しということであるならば、そういうふうにしていく必要があるかと思えますけれども、全国の議会基本条例の条立ての中では、このような形を取っている市議会が多いとい

うふうに認識をしているところであります。

濱崎委員。

○9番（濱崎一輝君）

多いということは理解はできますけれども、それを変えていくというのも一つの方法として、新しい取組として、牧之原市議会がやっていくというのもいいのかなと思うんですけども、皆さん、いかがでしょうか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

今、ちょっと副委員長が言った言葉に少し違和感を感じたんですけども、この条例の中で、そもそも見直しをするというふうに解釈していること自体が間違いなんです。検証するんです、まずは。

検証して、それで不合理、不都合があれば改正もすると、改正しなければならないじゃないので、ばかにそこから突っ込んでいるので、何も変えなければならないというような。

まず、この条例のとおり、今、我々議会が、いろんな議会運営が進められているかどうかを検証することが一番大事なことではないんですか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

それは再々言ってきたはずですよ。再々検証しますと。見直しというのは。

○12番（太田佳晴君）

今、見直しと言ったから。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

見直しも一緒なんですよ。見直しをするというのは検証することなんですよ。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

この第19条の2に、まさに、「議会は前項による検証の結果に基づいて」、結果に基づいてです。検証の。結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置。だから、改正ありきじゃないです。一緒じゃないんです。そこを少し。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

そこをそんなことを言ってきた。

○12番（太田佳晴君）

先ほど言ったものですから、改正しなければならないということ。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

違う違う、皆さんのほうから、改正しなければならない。だから、濱崎委員が、要するに改選後速やかにというところを見直す必要があるんじゃないかというふうに言いましたので、そういうことであるならば、見直していかなければならないでしょうねということと言ったんです。

だから、繰り返すようではすけれども、検証ですよ。検証をする、言葉のあやだというふうに思うんですけれども、あまり言葉尻を捉えていただきたくないんですけれども、まずは、先ほどから言っているように、これまでやってきた議会の在り方が議会基本条例にのっとって運営されていますか、議員活動されていますかというところを皆さんで話し合いたいという事で、私はそういう説明をしてきたつもりであります。

頭から改正しなければならないなんて、一言も言った覚えはありません。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

それならば、私は意見として出させてもらったんですけれども、新人の皆さんって、まだ分からないですよ。経験がないものですから。だから、例えば、検証ということならば、議会報告会については、この条例の中のここに基づいてこういう形でやっているということ、まず説明しないと分からないと思うんです。検証というものはね。

ただこれを見て、どうだどうだ、検証と言ったって見えないんじゃないですか。だから、一番ここが問題だということも、ある意味、提案してもらわないと、そちらから。

私自身は、一応、経験者ですから、今回、それに基づいた意見は出させてもらったつもりです。ただ、今回のこれを見たって、何もそういったものは反映されていないから、ここまで言っているんですけれども。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

お言葉でございますけど、前回、私がチェックシートというもので説明をさせていただいた中で、実際に現状はどうなっているのかという分析を皆さんでやっていただきたいということと、それから、その中でできていないもの、できているもの。そして、できていないものについては、課題として皆さんで話をしていただいて、そして、さらにその課題をクリアしていきたいというように思いからチェックシートをつくったということを言いました。

それと同じような形で、今回、それでは駄目だということであったので、皆さんからご意見を聞きました。そうしたご意見の中を、こうした形でまとめたということでもありますので、それ以上、何をしようということでしょうか。私に求めるものは何でしょうか。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

だから、先ほど言ったように、今回、いろんな意見が皆さんから出されたと思うんです。

だからそれを、こういう意見が出されたけれども、それについて、問題意識を持つ意見、これは最初から見解をちゃんと先ほどみたいに話してくれて、納得するものはいいいけれども、例えば石山委員が言われた議会の広報の仕方、これについては、かなり検討の余地はあると思うんです。当時と全く情報通信という見方って変わっていますから。だから、それを投げかけてあげないと、せっかく意見を求めた意味がないじゃないかなと思っているんです。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

だから、出していただければ、皆さんで検討するということになると思うので、改めてこうやってまとめさせてもらった上でお聞きしているのが、その上で、皆さん、どこのところでさらにということで、今、皆さんから意見を聞いているところでもありますけれども、違いますか。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

違うというか、よく分からないんです。

だから、まとめて最終的に不要との意見であるということでまとまっているので、それはそれで、終わりかなというふうになんかどうしても見ちゃうんです。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

先ほど説明したでしょう。

言葉ではこういうふうに表示してあったんだけど、そういうことではなくて、皆さんの意見という中で、個別意見が出ているんですね。個別意見は、やはり個別意見として、これは一つは議論をしなければならぬということ、個別意見のまとめという形で、ここで出させてもらっているんですね。

その上で課題があります。今すぐ課題を解決するものがあれば解決させるし、そうでなかったら、さらに検討していくということになるので、次に送っていく場合もあるだろうしね。それはそういうことだというふうに順序があるというふうにするんですけども、どこが問題なのか、太田委員がおっしゃることが、あまりこっちも理解できないんです。

木村委員。

○6番（木村正利君）

私が出させてもらった中では、諸先輩方がいる中で、新人議員としても基本条例の読合せ会をやらせていただきました。その中で、私自身の意見が、この中に、先ほど僕が言わせていただいたことが入ってなかったもので、ちょっと読ませていただきます。

私自身が考えますところの重要なこととしては、チェックシートの中の議会改革、先の第8条なんですけど、まちづくり基本方針並びに市民生活のということで、八つの先ほど私が言わせていただいた発生源とか、そういったものがございませぬということの中で、先ほど説明させていただいたように（1）から（7）についての議会説明をするということはいかがでしょうかという意見も出させてもらっていて、細かいところからというんじゃなくて、やっぱりある程度の予算計上5,000万円以上とか1億円以上の施策については、そういう形の説明の仕方はいかがでしょうかということの中で、最後に言わせていただきますが、高台開発、学校再編につきましても、市民に説明をするにも分かりやすいのではないのでしょうかという意見を出させてもらっていたんですけど、第8条のところは一切出てこなかったもので、私は、ちょっと意見を出させてもらっていた経緯でございます。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

また議論というか、ぶり返してしまうんですけども、そのところは、あくまでも当局に求

めているというのが8項目なんですけど、どのような形でどのように請求するかというのは、まさに議会からというふうになるかと思えます。さらに要求するんだったらね。

だから、そこら辺は別のことであります。ここで議論するという事ではないんですね。ただ、どういうふうな内容をというふうに、この条文に対して何を言わんとしているのかということについては、確かに、もう一度、そのところは説明しなければならないのかなというふうにも思いますがけれども。

木村委員。

○6番（木村正利君）

その議論のところまで載せていただかなかったということが、副委員長様のご意見として、それはこうじゃないかというのは、ある程度決めつけじゃないですか。

逆に、ここの場で議論をするということが大事かなと思ひまして、意見を言っているわけなんです。それを今、こうやって話をしても、それは違うというのは副委員長のほうのご意見じゃないですか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

すみません。

8項目に対して、これが例えば不備があるとかということであるならば、確かに議論しなければならぬと思ひます。

しかし、基本的なところのことでもありますので、この内容云々、例えば、提出されなければならぬ資料が、ここまで要求するという事であるならば、それは別の議論になります。

ここは、あくまでも議会基本条例という中で、何が不足しているのか、何が求められるのかということでもありますので、その点でのこの場の議論でありますし、それが検証ということの作業であるというふうに思ひています。

名波委員。

○4番（名波和昌君）

自分も多分、大きな勘違いをしていたところがあったと思うんですけど、意見を求められたところで、条文、条例そのものがどうなのかということが、多分、趣旨だったと思うんですけど、自分は、ちょっとそこを考え違いをして、その運用の部分について中心に意見を出してしまいました。これは多分、僕の大きな勘違いだと思うんですけどよ。

そういったところを踏まえて見させていただくと、条文として見直していただきたいというのは、第19条、先ほど濱崎委員もおっしゃいましたけれども、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにという、ここの部分が、2期目、3期目の方についてはそれですぐに対応できると思うんですけど、やはり私どものような新人議員から見ると、速やかにやられても、何をどう判断していいか分からない部分があります。

なので、例えば、条文として見直す必要があるとするならば、この第19条の条文を今回のところで見直していただきたいし、検証というところでチェックシートという話がありましたけれど

も、そのチェックシートを、まず全員がチェックをして、それをまとめた上で、その次のステップに進むという、そういう段階はやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

まさに今、名波委員が意見していただいたんですけれども、この間の意見を求めるやつだと、どうしてもそうだと思うんです。自分もやっぱり率直な思いは書かせてもらったし、そういうものだったと思うんです。

それと、第19条について、やはり運用と解釈が、特に言っては悪いですけども、委員長、副委員長が運用の解釈を少し違うふうに伝えているような気がするんです。

さっきから言うように、改正ありきで皆さんに諮って具体的な意見を求めるというような形にしちゃっているの、なかなかこういうやり取りになっちゃうんですけども。

そうじゃないですか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

違います。だから、先に言いましたように、名波委員のほうからもありましたけれども、まさにチェックシートというものが非常に重要だったんです。

確かに新議員の方は分かりづらいところがあると思うんですが、いずれにしても、そのところから始めて、そして、それを基に細かなことを検証していくということに入りたかったんですが、このチェックシートじゃ駄目だというように言われてしまったので、改めて、それでは皆さんのご意見というものがどこにあるのかという形で、それぞれの思いというか意見を出してもらった上で検討していこうという方向を取ったわけであります。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

どういった意見が、それこそ皆さんから出されたかというのがよく分かりません。

具体的なここに書かれているものについては、こんな感じでまとめてくれてあるんですけども、まさに名波委員が言われたような、そういった意見が、どのような意見が、多分進め方についての考えているところも結構あったと思うんです。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

いや、なかったです。ないです。進め方はなかったです。

○12番（太田佳晴君）

これがほとんど全てということでもいいんですか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

議会の条例に関する検証についての意見はここです。それ以外のところは、ちょっと私の範疇じゃなかったの。

太田委員。

○12番（太田佳晴君）

それでは、それについて改めて、こういった意見があったということで、それはまたやるんですか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

いや、出された意見は第19条のところというふうに、今、思いましたので、第19条ということは、皆さんがそうだねと、これ検討しなければ駄目だねということであるならば、第19条を検討いたします。

植田委員。

○16番（植田博巳君）

今、いろいろ意見が出ていましたけれども、基本的に、この委員会で検証についてのご意見を聴取したので、その意見を全部示してくださいというお話なのかなと思うんです。

示した中で、このまとめの形を、だから皆さんの意見をここへ1回載せて、その結果で、こうまとめてきましたよという流れの形をしてほしいという意見なのかなというふうに思っています。

それからもう1点は、これはあくまでも条例の検証なので、運用とか、そういうのはまた別のお話ということで、名波委員がおっしゃったとおり、ここは条例の検証ということで限定的に考えて、次の運用については、また別に考えて、両方載せてくれても結構ですけれども、検証は検証という形でいけばいいのかなと。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

今、植田委員から言われたように、ここの場で皆さんにお願いしたかったのは、この検証について報告をした中で、さらにどこの点というか、その点で今、第19条というものがはっきりと出されています。

そうした意見を出していただければ、前に進むのかなというふうに思って意見を聞いてきたところでもありますけれども、さらにご意見があれば、お願いをしたいというふうに思います。

石山委員。

○1番（石山和生君）

第19条の話なんですけど、今、検証をして、検証自体は別にできるだけ速やかにやればよくて、条例の改正は適切な時期にやるというふうにここには書いてあると思っていて、今やっているのは検証だということだと思ってしまうので、特に問題がないのかなと、今、改正の話が出ていますけど、と思いましたがという話が1点と。

あと、もう一つ聞きたいのが、今やっている検証は、チェックリストの代替のものであるという認識でいいんですか。チェックリストはチェックリストであって、議会基本条例の話だけは今ここでやっているという、別のものなのかなと思っていたんですが、チェックリストの代替のものがこれだという認識で合っていますか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

第19条の解釈はそのとおりなんです。ですので、それを議事日程に載せるかどうかだけの話です。

このチェックシートと、それから今やっているのは、どうなのかというのは、方法論は違うけれども、同じ作業をしていると認識をしています。

谷口委員。

○2番（谷口恵世君）

今、皆さんが上げてある、この赤字で書いてあるものという意見をテーマの中に落とし込んで、それについてテーマを決めて、みんなで話し合っ、それに条例を改正したい部分を、その後、改正するという流れではないということですか。それともそういうことですか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

流れですね。

○2番（谷口恵世君）

そうです。そういう流れですね。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

流れについて、今、説明しますので。

検証が済んだ中で、今後の課題からの取組ということを明らかにした上で、それで、具体的に議論を進めるためにテーマ設定して議論をした上で、何らかの形で結論が出た段階で、条例の改正をしなければならない点があれば改正をしていくし、それから取組のところは別途、具体的な仕組みをつくっていくという形になろうかというふうに思っています。

石山委員。

○1番（石山和生君）

チェックリストの代替品なんだとすると、ここで出たものが、テーマと班で分かれていると思うんですけども、ここで抽出したものがテーマになるほうがスムーズな気がするんですけども、そこのテーマの位置づけをもう一回、そこが結構、違和感を。

例えば、文教厚生委員会とかでも、皆さんで話し合っ、テーマが決まったりだとか、そういう動きだったので、テーマの決まり方というのは、ここでみんなで話し合っ、決まるものなのかなというふうに思っていたのですが、これはどういうふうに解釈したらよろしいでしょうか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

テーマ設定については、委員長がお休みなので、次のときというふうになろうかというふうに思っています。

ここでは、あくまでも条例の検証という形でまとめていきたいというふうに考えて、今、議論しているところであります。

ちょっとテーマ設定のほうに流れてしまうんですけども、結局、今まとめに入った中で課題となっているところ、取り組んでいかなければならないところを明確にした上でテーマ設定をしていくということになるんですけども、しかしながら、これまで特別委員会のテーマ設定については、

これは明文化されているわけではないし、だけれども、これまでやってきた手順でいくと、議長が議会について、どういうふうに取り組んでいくかという姿勢を示した、それを重んじた上で、そして、その中でどういうふうな議会改革を進めていくかということ、特別委員会の正副が考えながら重要性のところを抽出して、そしてテーマとして特別委員会に諮ってくるというのが、これまでのスタイルであったのです。

それが大きくテーマが違ってくれば非常に大きな問題であったんですが、これまで、そのようなことではなくて、やはり、あくまでも常任委員会とは違いまして、特別委員会は限られたテーマがありますので、議会改革という。そこの中に当てはまっていれば、テーマ設定した段階で、皆さんで議論をしていくというのがこれまでの流れでした。

石山委員。

○1番（石山和生君）

となると、議長の方針に沿ったものを議会改革特別委員会の正副の方々がある程度、それに沿うようなものを考えて、それをこの委員会に提案して、この委員会で、このテーマでいいですよねとなれば、それをテーマとして扱うという認識で合っていますか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

テーマでの全員での確認というのはしなかったです。これまでの流れとして、先ほども少し触れましたけれども、実は限られた取組しか特別委員会にはないわけで、先ほども言いました議会改革、一番重要なのは市民と議会の関係というふうになるので、そのところをどのように充実していくのかというところのテーマ設定という形でやってきていますので、それともう一つは、確かに他の要項とか、それとか申合せ事項とかはありますけれども、いわゆる例規ですね。こうした見直しも併せて特別委員会でテーマ設定したということもあります。

石山委員。

○1番（石山和生君）

今まで、そういうふうに応用してきたということは、何となく分かったんですけども、この第19条で言っているようなことを検証して、変えていく必要があるよねという議論をこの委員会でやっていくという認識ではないということですかね。

例えば、ここでみんなで全員で検証して、これが問題だよねというふうに出てきたとして、ただ、それとは別に全議員ではなくて、議長と正副委員長で出したテーマというのを、仮にここでテーマとしてやるということだと、こっちの全員で検証したものについての議論というのは、どこで行われるというふうに認識をしておけばいいのでしょうか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

濱崎委員。

○9番（濱崎一輝君）

石山委員が言ったので補足的なものになると思うんですけども、これまで、議会基本条例を検証するグループがありました。

だから、今回出てきたようなテーマに関して、問題点があれば検証するのがあったんだけど、今回それがないんですよ。

だから、本来であれば、今回、二つのテーマが決まっているグループがありますけれども、そこに追加で、これを検証するグループをつくったらスムーズに行くと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

実は、この検証をすることによって、テーマというものが非常に明確になってくるのかなというふうに思ったのも一つなんです。

その中で、先ほど検証についてのまとめについて、私が報告した中で少し触れましたけれども、やはり重要なのは、議会報告会という形で議会報告開催要項なんかがありまして、こういったものを見直していかなければ、今後、市民に対して説明していく中で、重要な役割を果たす議会報告会というものを充実していく、そういう議論も必要だろうなというふうに、この検証をしながら思ったのも一つなんですけれども、それと同時に、やっぱり市民の多様な意見、これをどう議会が聞くのかということも非常に重要だろうという中で、そうしたさらなる多様な市民の意見を聞く仕組みをつくり出していくということも検討課題ではないのかなということ、そうした方向性のテーマ設定ということを狙っているということでもあります。

濱崎委員。

○9番（濱崎一輝君）

今、副委員長がおっしゃることは理解できますし、それでいいと思います。

それはそれでいいんですけども、今、議会基本条例の検証をやって、いろいろ課題が出てきたじゃないですか。これに関して、そのままで放っておくと議員間の中で不完全燃焼が起きちゃうと思うんですよ。だから、その部分に関しては、別途やったほうがいいんじゃないですかというところなんです。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

申し訳ないです。ですから、どこがこの検証の中で主にやっていきたいかということをはっきりと示してくれれば、意見を出してくれれば、それも含めて考えるところがあるんですが、今まで第19条しか出されていないので、何かもっとありましたらお願いをしたいというのが、その点なんです。

濱崎委員。

○9番（濱崎一輝君）

この第19条に関しては全体で話をしていくというイメージでいいんですか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

そうではなくて、そうしたいろいろ出していた中で、本当に皆さんがこの点について議論しなければならないということであるならば、それも議論していかなければならないねということになると思います。

濱崎委員。

○ 9 番（濱崎一輝君）

ですので、その話合いの場をここの全体でやるのか。

○ 議会改革特別副委員長（大石和央君）

ここです。ここで今、出してほしいと言うんだけど、検証の中で出してもらわないと。

○ 9 番（濱崎一輝君）

全体会でやる場合は、そういったものが、いろいろほかにもあれば、ここで決めていって、二つのグループのはグループでテーマ設定してやっていく、それは分科会的にやっていくという形のイメージでいいんですか。

○ 議会改革特別副委員長（大石和央君）

そのイメージというのが、ここの場で、今まさに出してもらって、皆さんがこれは重要だから議論しようということになったならば、そういうことになりまして、テーマはテーマとして、委員長のほうから説明があると思うんだけど、それはそれで議論をするという、そういった意味では、今、濱崎委員が言われたような二つの方法ということになるかと思います。

濱崎委員。

○ 9 番（濱崎一輝君）

いずれにしても、委員長がいないので、なかなか進めにくいとは思いますが、今出てきたいろんな課題があると思うものですから、これは話し合っていて、皆さんに分かりやすく、これから話合いをしていくに当たって、何かもやもやしたものがあつながらというのは、よくないと思うものですから、ぜひそれは明確に次に出していただければ。

○ 議会改革特別副委員長（大石和央君）

分かりました。私、赤字のところ表記してはいますが、これが今後の課題と取組という形になるかなというふうに思っています。

そのところで了承していただければ、この中からきちんとした筋道を明らかにしていきたいというふうに思っています。テーマ設定についてはね。

その上で、さらに先ほど言われたように第19条とかということで、ご意見があれば、この点ということであれば、それも含めて、次回は、その点も踏まえた上での議論になるかというふうに思っていますので。そういう方向です。

まず、そこは了解していただきましたか。まだ先にありますか。

濱崎委員。

○ 9 番（濱崎一輝君）

それだったら、やっぱり方向性をちゃんとした形で文章的なものを出してもらって、そこに関して、また皆さんに説明をしてもらった中で、それで、皆さんで、それでいいかどうかというのも、ぜひ。これでいくよというんじゃなくて決めていただけたらと思います。

○ 議会改革特別副委員長（大石和央君）

グループ分けのところのテーマ設定は委員長なので、それはそれでやっていくと思います。

ここの場で出た意見については、まとめた上で、もちろん、どういうふうに今後進めていくかということは明らかにしていきたいと思っています。

中野委員。

○13番（中野康子君）

議会改革特別委員会で今日やることというのは、私は、前回、皆さんが意見を出してくれたのを全て出して、その中で本当にこれは必要なこと、これはそのままチェックシートのような形でやってもいいねというような意見を言うようなあれが、今日のこの議会改革特別委員会だと思っていたんですよ。でも、出た意見を副委員長が、ほとんどこういう形で、こうでしたこうでしたというふうに言うってしまうんだけど、そうじゃなくて、私たちの取り方もあるだろうし、個々の思いもあるだろうし、何で今回それが出てこなかったのかなと思っています。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

だから、そうした取りまとめた中で、さらに意見があればここを出していただきたいということを行っているんです。

あるんだったら本当にどうぞ。

○13番（中野康子君）

全部出ていないはずです。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

何がですか。

○13番（中野康子君）

皆さんが出してくださった中でのこと。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

だから、検証に関しての意見は外しました。

それ以外にありましたよ、確かに。ここはあくまでも検証をするという。

○13番（中野康子君）

検証以外のことは外した。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

外しました。だからここは検証の場でありますので。議会基本条例以外のものもありましたよ、確かに。

中野委員。

○13番（中野康子君）

でも、全く分からない中で皆さんは意見として出したわけですよ。だから、検証以外であろうが何だろうが、やっぱり書いて出してと言ったからには、皆さん責任を持って書いてくださったと思うんですよ。

だから、その中で、こういうのは検証に当たらないんだと、それも勉強だから、そういうのも

必要なんじゃないかなと思って。今日はだから、私はそれが全部出てきた中での意見交換かなというふうに思っていたんですけども。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

こうして全てのものを出すと、いろんな意見が出てきまして検証にならない。それは前回もそうだったので、そこを。

○13番（中野康子君）

でも、だったら、この間、教育委員会のほうに言ったことと全く同じじゃない。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

違うよ。それは出すのは、だって違う、そういうことを言っているんじゃないくて。

全部を出しなさいということであるならば、それは隠すことではないので出しますよ。それは当然の話だよ。でもこの場は検証に関することなので、他のものが入り込むと、そのまた意見になってしまう。今の議論の中でも、テーマ設定どうなのかというふうな議論になってしまうので、それはまた別のところでやっていかないと混乱するので、ここはあくまでも、議会基本条例の検証で、それを今後の課題としてあれば今後の課題。その取組をどうしていくのかということとをさらに深めていきたいというところで、皆さんに意見を出していただきたいということをやっている場であります。

加藤委員。

○5番（加藤 彰君）

今、副委員長の話とか、それから関連している濱崎委員のお話を聞く中で、このテーマ設定に至る進め方というか、それについては、そうかなという感じでちょっと分かってきました。

ただ、私は、その進め方が分からないとテーマなんかも決めにくいだろうなと思って、進め方についての質問というか、しました。

ただ、この場ではそういうことではないですよとについても理解をしているつもりですけども、ただ、進め方が分からないと、実はテーマを決めていくという大事な、議会改革に最もふさわしいテーマが何なのかということを決めていく上で、少し進め方としては、あまりうまくないのかなという思いがしています。

ここは確認なんですけれども、議会基本条例が適切にというか適正に行われて、この牧之原市の議会活動がうまく進んでいるよということであればいいと思うんですけども、でも、議会基本条例を見たときに、この項目については少し劣っているとか、少し足りないよといったものについて、それを見える化するためにチェックシートみたいなものを用意して、それに基づいて確認をしなさいということだったというふうに思うんですけども、そうなりますと、当然、そこに出てきた意見というのは、どういう意見であっても貴重な意見というふうに思います。

それが今日の段階では、この赤字みたいところがそうですよということで、ですので、今日の段階としては、そのことが見える化されたという共通認識として持っているような段階に来たという時間なのかなと思ったんですね。

ただ、思うのは、もう少しいろんな意見があるような気が実はしていて、そういった意見は、1回は、単純なことで言えば箇条書でもいいですから出していただければ、それを今度は、皆さんで論点を絞って、本当に議会の改革に適したものかどうかを意見交換するということでもいいのかなどというふうに思っています。

それで、このページではないですけれども、説明にもありましたけれども、触れられましたけれども、テーマは議長なりの公約とか、または議会改革に沿った内容であればいいよというようなことが書いてありますので、それはそれで決められたことであれば、そういうふうに進めればいいと思います。

ですので、そう考えますと、第19条云々の話が出ていますけど、太田委員のほうから、ご指摘もございましたけれども、分からなければ、少し説明してくれれば大体理解はできると思いますので、必ずしも第19条そのものを変えなくても運用の仕方ですら十分対応できるかなというふうには思います。

ただ、今回思うのは、このチェックシートプラス、議長なりの公約に沿ったテーマで進めるというパターンと、こういう項目ごとに見た中で上がってきたテーマに沿って、それを合わせた中でテーマを決めていくんだよという、そういう、今お話で進んでいるということですよ。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

今、少し違っているところが、テーマ設定のほうは、既に委員長のほうで用意されていて、一番最初のときからグループに分けてやっていきますという提案があったと思います。それはそれとしてやっていくことになろうかというふうに思います。

それは、言ってしまったらあれなんですけれども、僕が入り込むのも変なんですけれども、一つには、今回の検証に当たってのまとめの部分で報告したところなんですけれども、やはり議会へ市民が参加するということが非常に重要なポイントになろうかということで、そうした仕組みをつくっていくということが、今は求められているだろうということがテーマ設定になっています。

もう一つは、先ほども言いましたけれども、議会報告会というのが非常に重要になってきているので、ここを充実したいということで、それから、また逆に、議会報告会は、あくまでも議会が設定をして、市民の皆さん来てくださいという成り立ちになっていますけれども、議員が各種団体、市民の皆さんのところにお出かけをして説明をするという方法もあるんじゃないですかというような意見が、ここにもあったので、そうしたことを踏まえた上でのテーマを設定して、二つ、そこをこれから取り組んでいきたいというのが一つ。

それから、今まさにやっていますけれども、この中で、さらに何か新しいものを、この点については考えたほうがいいんじゃないかということがありましたならば、出していただければ、それも含めて皆さんに諮った上で、その取組もしていかなければならないのかなということで、ご意見を聞いているというところでもあります。

谷口委員。

○2番（谷口恵世君）

私はちょっとコロナで欠席したものですから、前回の特別委員会のほう、そのときも資料で見えていた分と、後で新人議員で勉強会をやったので、そのときの話ですと、まずそもそもテーマが何で最初からいつも決まってきたのかというところを、まず疑問に。

先ほどの石山委員が質問をされたときの回答ですと、議長の方針に基づいて委員長と副委員長で決めるという、そういうお話だったんですけども、それはそういう決まりということでしょうか。テーマについて決めるという。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

その点につきまして、これまでにやってきたことで従ってきているだけの話なんですね。

今回も、その例にのっとってやってきているということではありますが、テーマ設定に関しては、少なくとも、議会というのは市民の代表の最高の意思決定機関でありますので、それを踏まえた上で、これをさらに高めていくための改革ということを、どう踏み出すのかというところに重点がありますので、そこから外れていなければ、テーマという形でやるということをお願いをしたいというのが委員長の、今回も姿勢だというふうに思っています。

谷口委員。

○2番（谷口恵世君）

そうしますと、先ほども濱崎委員がおっしゃられたように、委員がこのように意見を出している中で、もやもやしている中で、本当に議会の中自体が、議会改革を一致団結してやっていけるかというところ、そういうのはちょっとそうではないと思うので、やはりテーマ決めというのは、それぞれの皆さんのご意見があると思うので、それをやっぱり上げていった中で、テーマというのは決めて進めていくのが、私はいいかと思うんですけども。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

繰り返すようですけども、この検証に当たって、皆さんの意見を聞いた中で、どこがこれから市議会として目指さなければいけないのか、条例を変えることではなくて、議会を改革していけるのかというところで意見が出されたというふうに思っていますので、それをまとめた中で、やはり、どうしても必要なのは、繰り返しますけれども、議会への市民参加、市民とともにやはり議会が進んでいかなければならないという、この大きなテーマがあると思いますので、そこら辺のところをやはり一つは考えなければいけないということと、それから議会の報告会というものが、まさに議会の果たす、いわゆる責務として果たさなければならぬ、そういうことでもありますので、ここのところを充実させていくという、この大きく分けて二つのテーマは外せないのではないかとこのように思っています。

その上で、ここで聞いているのは、そこは次の委員長がやる場所なんですけれども、ここの場はさらに、こうした点も非常に重要なので議論にしていくテーマではないですかということであるならば、その点について皆さんと協議をしながら、今後、話をしていくということになるということなんです。

石山委員。

○1番（石山和生君）

今、副委員長がおっしゃっていたように、大事なことなんだろうと思っています。

ただ、ほかにも、より大事なものが現れた場合には、三つにするのかとか四つにするのかと、そういう議論になると思うんですが、単純に今、谷口委員が言っていたとか濱崎委員が言っていたのは、このテーマをやっていく上で、同意して、これやるぞと決まった自分の身構えとして、決まった状態でやるというほうがいいんじゃないかということだったと思うので、となると、まとめたものを皆さんに、やるかやらないかを単純に、大事であるならば、みんな賛成するわけだと思うので、単純に提案をして16人が過半数が賛成すればやればいいという、そこのステップを1個踏むだけで参加する側は気持ちよく参加できるんじゃないかと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

テーマ設定のところへ、今、入り込んだだけじゃなく、もし、そういうところで、ここで、一つまとめるということであるならば、この検証を踏まえて、そして、この点について、この点も重要だと、委員長が示した二つの点についてはそれでやっていきながら、ここの場でさらにこの点が非常に重要だということがあったならば出すということは非常に重要なだけども、まずは、この検証というものがしっかりなされない限りというか、検証はしたんだけど、こういう形でいいのかどうかということ踏まえた上でないと、なかなか難しいのかなというふうに思っています。

石山委員。

○1番（石山和生君）

なので、今、おっしゃったように、委員長が言ったもの以外に関してはそのとおりで思うんですけども、そもそも委員長が言ったものをそのままやるというところに対して、今、私は言ったつもりでした。

ここの場じゃないということだったら、また別で話す必要があると思うんですけども。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

植田委員。

○16番（植田博巳君）

議会改革という中で、今、石山委員とか谷口委員が言っていたのは、テーマ決めるのも議会改革の一つじゃないですかという意見なのかなと私は思うんですけども、今までテーマを二つ決めていましたけれども、三つあってもいいのかなという感じもしないでもないですけども、そういうのも議会改革の一つとしての議論として上げてくださいというお話かなと思ったんですけども、それについて副委員長、議会改革の一つとして、そういう二つの、三つ目とか、そういうのも合わせていいのかなと思うんですけども。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

中野委員。

○13番（中野康子君）

だからね、やっぱり。何か、おかしい。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

一つ一つ答えていかなければならないかなというふうに思ったので。

後から聞きますよ、当然。でも一つ一つ片づけていかなければ、ばらばらな、ある意味、意見が出てくるもので。

中野委員。

○13番（中野康子君）

今のことで議長自体もちょっと考えているのがおかしいなと思うのは、議長、委員長、副委員長がテーマをあれしたことに對して、やっぱりそれじゃないテーマなんかもやっていかなきゃいけないじゃないですかというような意見が出ているわけ。だけど、あくまでもテーマというのは、示して提示したら、皆さんで諮るとというのが議会基本条例の中でやっていかなきゃならないことなんです。それを、三つにしたらとかさ。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

植田委員。

○16番（植田博巳君）

決めたのはそういう形で決めていくんだけど、今、議会改革としてこれから議論をしたいのは、またテーマの決め方ももう少し議論してくださいというお話があったよということをお話ただけですよ。

○13番（中野康子君）

そのとおり。

そうしたら、示して諮らなきゃいけないんですよ。

○16番（植田博巳君）

だから、基本的に今、テーマを二つ、私の公約とか、今までの状況の中で市民に開かれた議会をさらに進めていかなければならないという中で、テーマを委員長、副委員長に決めていただいた、だからそれが議会報告であり、市民に開かれた議会であるということを示されていると思うので、それはそういう形で皆さんに、当然、提示するわけですから、諮っていいですねということを決めていくということ。

それともう一つ出てきたのは、議会改革としてボトムアップというか、議論をした中でテーマを決めるのも一つの選択肢じゃないんですかというお話があるので、それはそれでまた議論をすればいいというふうには考えたんですけども。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

濱崎委員。

○9番（濱崎一輝君）

議長がおっしゃるとおりのところもあります。

今、実際に二つテーマがありますけれども、市民参加という部分でいうと私も賛同します。でするので、例えばですけれども、今回、皆さんから出てきたいろんな意見の中で、仮に一つだけとか二つだけとなった場合に、班をたくさん分けるのは大変だということであれば、この今出ている二つのA、Bのテーマを一緒にしちゃってもいいかなと思うんですね。市民参加という部分で言うよね。よりほかの部分のテーマが重要だということであれば、そっちのテーマをさらに上げていくという形もいいと思うので、ぜひ、そこに関しては検討していただきたいと思います。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

そのとおりで、方法論については考えます。でも、この場で、テーマ設定のところになっちゃったんだけど、あえてお聞きしますけれども、皆さんで、こういうところを深く議論していきたいということがありますか。今、提案できる方はお願いしたいと思います。

石山委員。

○1番（石山和生君）

今の議会改革特別委員会の進め方をテーマに議論していきたいとは思いました、一つとして。

今、この議会改革として議論すべきところを挙げるというところだと思うんですけども、この議会改革のテーマ設定、僕は諮ったほうがいいと思っているので、諮るか諮らないか、別に今回やらなくたっていいと思うんですけども、それを考える、みんなで考えていくアイデアをということだったので、それを今、言いました。何か違いますかね。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

それぞれ個々の議員が、こういう点についてやったらどうなのかという思いがあったら、意見があったら、この場で出してもらえればいいし、もし、この場じゃなくて考えたいよということであるならば、次回、またその辺のところで行っていききたいと思っていますけれども。

どこのところで、今。

○1番（石山和生君）

今、やりたいことを意見を出してくださいという場だと思うので、やりたいこととして議会改革特別委員会のテーマ選定というのを諮れるようにしたらいいんじゃないかという話です。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

それは、この場で出してもらえればやっていきますよというようなところは感じていますがけれどもね、議論の中で、今。

谷口委員。

○2番（谷口恵世君）

私はオンラインでの委員会開催についてという意見を出したと思ったんですけども、先ほど副委員長もおっしゃられたように、全国で今、オンライン開催とか、タブレットで1台持ってやるというところが進んできていると思うので、そういった関係のところというのは、やっぱり議会改革というところで進めていくのはいいんじゃないかなと思います。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

ここのところでも検討課題ということで出させていただいているんですけども。

そういうご意見を出していただければ、一つ、特別委員会で議論していくことになっていくと思いますので、合意されていけば。というふうに思います。それを今、求めていますけれども。

原口委員。

○10番（原口康之君）

そういう意味で言うと、新人議員の方は分からないかと思えますけれども、先ほど副委員長が言った議員報酬の件についてですけれども、この報酬の件については、前回というか前に全員協議会で話し合っていて、その話し合った結果もいろいろあるんですけど、議員定数と報酬と、いろんな議論をする中で、ある程度は方向性として、いろんな話合いができているものですから、その部分に関して、もう一步進めるという意味でも、第7章、この部分に関して、先ほどちょっと副委員長のほうも言ったんですけども、この中に報酬のほうが含まれていないという意味で、やっぱりこの基本条例の中にこういう部分は組み入れていったほうが私はいいのかなと。

ある程度、全員協議会、前回ですけれども、話し合っている部分もあるものですから、そういう意味で、ここの特別委員会のほうでも話し合っていたきたいなど、議論を進めて、ぜひ改正に進めるような方向で進めていってほしいなと考えます。

以上です。

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

それでは時間も時間ですので、まとめにはなりませんけれども、一つには、皆さんが今、出された、ちょっとこの検証とは違って、テーマ設定については、次回までにそれぞれ考えていただいて、今、出されているのは、第19条と第7章のところというようなことでありますけれども、そういった意味で、議論をしていく必要があるだろうというご意見を、個々に上げていただきたいと思います。次回、それを踏まえて、また検討したいというふうに思っています。

それで、本日のこの検証につきましては、今後の課題と取組。

それからもう一つ、オンラインでの委員会の開催についてというのもあるので、そういうのも踏まえて、今後の課題と取組ということで出させていだいたんですけども、このような、今の現状での分析といいますか、こういうような形でいいですか。

もう一度、まとめをしたいというふうに思いますが、そこだけちょっと確認をお願いしたいと思います。

要するに、検証したということについて、まとめなければいけない。まとめのまとめになるんですけども、そのまとめをしたいと思っているので、今、議論をした中でのまとめという形で、一応まとめますので、その上で今回の検証ということについて、最終的に皆さんに諮った上で、これを次の、今期の検証という形で残していきたいというふうに思っていますけれども、よろしいでしょうかね。

一つの大きな結論を出していかないと、次のテーマを設定し、あるいは議論をしていく取組に

はならないので、まずはこの条例の検証というまとめをしたいというふうに思っていますけれども。

本日、報告をしたことと併せて、本日出た議論をまとめますので、それを次回、確認して議会基本条例の検証ということでしていきたいと思っていますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

3 その他

○議会改革特別副委員長（大石和央君）

以上で終わっていきたいと思います。お疲れさまでした。

〔午前 11時33分 閉会〕